

令和4年9月6日
庁舎整備担当部

世田谷区本庁舎等整備工事への工事請負契約に係るスライド条項の適用について

1 主旨

世田谷区本庁舎等整備工事（以下、「本工事」という。）については、昨年7月の本格着工以降、令和5年度の区民会館を含む1期棟の供用開始に向けて工事を進めている。

このたび、工事請負契約の相手方より、工事請負契約約款第25条の規定（以下、「スライド条項」という。）に基づく請求があった。変更額及び協議経緯等について報告する。

工事請負契約約款第25条とは

賃金水準又は物価水準の変動（全体スライド）、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動が生じた場合（単品スライド）、また、急激なインフレーション又はデフレーションが生じた場合（インフレスライド）に、発注者または受注者が請負代金額の変更を請求することができることを定めている。

（参考）工事請負契約約款第25条に基づくスライド条項の概要

項目	今回：全体スライド (第1項～4項)		単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
	適用対象 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工期が12ヶ月を超える工事 かつ、 ・基準日(原則、請求日)以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 		<ul style="list-style-type: none"> ・基準日(原則、請求日)以降、残工期が2ヶ月以上ある工事
金額変更 方法	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等 	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼材類及び燃料油 ・その他の資材 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	<ul style="list-style-type: none"> ・残工事費の1.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事費の1.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・残工事費の1.0%

2 現在の契約概要

(1) 相手方

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
大成建設株式会社東京支店 代表者 奥畑 浩一郎

(2) 契約金額

令和3年12月契約変更(第1回) 36,610,893,000円
令和3年5月当初 36,410,000,000円

(3) 契約工期

令和9年10月15日まで

3 スライド条項に基づく変更請求の概要

- (1) スライド条項の適用項目
第1項から第4項の規定（全体スライド）による
- (2) 変更請求日・基準日
令和4年7月15日
- (3) 変更請求額（相手方算定の請求額）
5,297,600,000円

4 協議概要

- (1) 変更額（区算定の追加額）
2,375,593,000円
- (2) 経緯
令和4年8月1日 相手方へ変更額（区算定の追加額）を提示
8月15日 協議期限
8月16日 協議期限までに承諾書の提出がなかったため、工事請負契約約款第25条第3項の規定※に基づき、区算定の追加額を変更額として定め、相手方に通知

※変更額について協議が整わない場合、発注者が定め、相手方に通知することを規定

- (3) 変更請求額（相手方算定）と変更額（区算定）との間に乖離が生じた主な要因
工事価格の内訳として、公共積算単価に基づく項目と、専門業者の見積もりに基づく項目がある。このうち、専門業者の見積もりに基づく項目の変更額について、区は、公共刊行物から算出した類似単価の変動率（工事の積算時点である令和2年7月からの変動率）を各項目に掛け合わせて算出した。これに対し、相手方は、本工事において実際に施工を担当する協力業者への再見積もり、又は過去の契約実績等に基づき独自に算出した変動率を採用したため、額に乖離が生じた。

5 予算措置

令和4年度は、当初予算の範囲内で、本年度の工事進捗に応じた支払いを行う。このたびのスライド条項に基づく変更額は、令和5年度以降の各年度の支払い金額に反映し、予算措置を行う。

6 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年12月 契約変更（第2回）の報告（DX推進・公共施設整備等特別委員会）
専決処分、契約変更（第2回）の締結
- 令和5年2月 専決処分の報告（企画総務常任委員会・区議会第1回定例会）